

○東京都台東区心身障害者福祉手当条例

昭和49年4月1日
条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、心身に重度の障害を有する者に、心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、身体障害者及び知的障害者の福祉増進を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 手当は、台東区の区域内に住所を有する20歳以上の者であつて、心身に別表に定める程度の障害を有する者(以下「心身障害者」という。)に支給する。ただし、心身障害者となつた年齢が65歳以上の者及び心身障害者となつた年齢が65歳未満の者で65歳に達する日の前日までに第4条に規定する受給資格の認定の申請を行わなかつたもの(台東区規則(以下「規則」という。)で定める事由により申請を行わなかつた者を除く。)には、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、当該心身障害者が次の各号の一に該当するときは、手当は支給しない。

(1) 前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無並びに数に応じて規則で定める額を超えるとき。

(2) 東京都台東区難病患者福祉手当条例(昭和50年10月台東区条例第39号)に基づく難病患者福祉手当の支給を受けているとき。

(3) 規則で定める施設に入所しているとき。

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(手当の額)

第3条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき1万5,500円とする。ただし、次の各号の一に該当する者にあつては、7,750円とする。

(1) 身体障害者であつて、身体障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち3級に該当する者

(2) 知的障害者であつて、知的障害の程度が、東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年民児精発第58号)別表に定める4度に該当する者

(受給資格の認定)

第4条 手当の支給要件に該当する者が、手当の支給を受けようとするときは、区長に申請し、受給資格の認定(以下「認定」という。)を受けなければならない。

(支給期間等)

第5条 手当は、前条の規定に基づく受給資格の認定の申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、次の各項の一の適用を受けることができる者については、この限りではない。

2 東京都の区域内の他の特別区または市町村において、この条例による手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該手当の支給された最後の月の翌月から起算して3月以内に認定の申請があつたときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給する。

3 災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月から手当を支給する。ただし、東京都の区域内の他の特別区または市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

(支払時期)

第6条 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(受給資格の消滅)

第7条 受給資格は、認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、消滅する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2条に規定する支給要件を備えなくなつたとき。

(3) 手当の支給を辞退したとき。

(手当の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、区長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかにその旨を区長に届けなければならない。

- (1) 台東区の区域内に住所を有しなくなつたとき。
- (2) 第7条第2号または第3号に該当するとき。
- (3) 前2号のほか規則で定める事項に該当するとき。

(状況調査)

第10条 区長は、必要があると認めるときは、受給者または同居の親族に対し報告を求め、または生活状況等について調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、昭和49年6月30日までに受給資格の認定の申請をした者には、昭和49年4月分より手当を支給する。

付 則(昭和49年7月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年6月以後の月分の手当から適用する。

付 則(昭和49年10月1日条例第30号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 昭和50年2月28日までに認定の申請をした者については、昭和49年10月1日に第2条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日以後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に、申請があつたものとみなす。

3 昭和49年9月以前の月分として支給すべき、この条例による改正前の東京都台東区心身障害者福祉手当条例(以下「旧条例」という。)の規定による心身障害者福祉手当の支給については、旧条例の規定の例による。

付 則(昭和50年10月1日条例第45号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都台東区心身障害者福祉手当条例別表の規定により、新たに手当の支給要件に該当することとなつた者の手当の支給については、昭和50年12月27日までに受給資格の認定の申請をした場合に限り、昭和50年10月の月分より支給する。

付 則(昭和51年10月5日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年10月以後の月分の手当から適用する。

付 則(昭和52年10月1日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月以後の月分の手当から適用する。

付 則(昭和53年9月30日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年10月以後の月分の手当から適用する。

付 則(昭和55年9月30日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年10月以後の月分の手当から適用する。

付 則(昭和56年3月28日条例第28号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則(昭和56年9月25日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年10月以後の月分の手当から適用する。

付 則(昭和57年9月30日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年10月以後の月分の手当から適用する。

付 則(昭和58年9月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年10月以後の月分の手当から適用する。

付 則(昭和59年10月1日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月以後の月分の手当から適用する。

付 則(昭和60年3月29日条例第21号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、昭和60年10月以後の月分の手当から適用する。

付 則(昭和61年6月27日条例第36号)

この条例は、昭和61年10月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、昭和61年10月以後の月分の手当

から適用する。

付 則(昭和62年7月1日条例第26号)

この条例は、昭和62年10月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、昭和62年10月以後の月分の手当から適用する。

付 則(昭和63年10月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、昭和63年10月以後の月分の手当から適用する。

付 則(平成元年6月22日条例第32号)

この条例は、平成元年10月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成元年10月以後の月分の手当から適用する。

付 則(平成2年9月28日条例第23号)

この条例は、平成2年10月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成2年10月以後の月分の手当から適用する。

付 則(平成3年3月27日条例第10号)

この条例は、平成3年4月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成3年4月以後の月分の手当から適用する。

付 則(平成4年3月30日条例第21号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成4年4月以後の月分の心身障害者福祉手当から適用し、同月前の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

付 則(平成5年3月30日条例第14号)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成5年4月以後の月分の心身障害者福祉手当から適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

付 則(平成6年3月31日条例第27号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成6年4月以後の月分の心身障害者福祉手当から適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

付 則(平成7年3月24日条例第16号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成7年4月以後の月分の心身障害者福祉手当から適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

付 則(平成8年3月22日条例第32号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成8年4月以後の月分の心身障害者福祉手当から適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

付 則(平成11年3月19日条例第18号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月31日条例第60号)

- 1 この条例は、平成12年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正前の東京都台東区心身障害者福祉手当条例(以下「改正前の条例」という。)により施行日の前日の属する月の分(以下「前月分」という。)の心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給を受けた者又は東京都の区域内の他の特別区若しくは市町村(以下「他区市町村」という。)において、改正前の条例による手当と同種の手当で前月分のものの支給を受けた者については、この条例による改正後の東京都台東区心身障害者福祉手当条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項ただし書の規定にかかわらず、手当を支給する。
- 3 他区市町村に住所を有していた者のうち引き続き台東区の区域内に住所を有することとなったもので他区市町村において改正前の条例による手当と同種の手当の支給を受けていたものについては、改正後の条例第2条第1項ただし書の規定にかかわらず、手当を支給する。ただし、改正前の条例による手当と同種の手当の支給された最後の月の翌月から起算して3月以内に改正後の条例第4条に規定する受給資格の認定の申請をしなかった場合は、この限りでない。

付 則(平成15年6月25日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成31年2月27日条例第11号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東京都台東区心身障害者福祉手当条例第2条第2項の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当から適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

別表

- 1 知的障害者であつて、知的障害の程度が、東京都愛の手帳交付要綱別表に定める4度以上であるもの
- 2 身体障害者であつて、身体の障害の程度が、[身体障害者福祉法施行規則\(昭和25年厚生省令第15号\)の別表第5号](#)に定める身体障害者障害程度等級表のうち、3級以上であるもの
- 3 脳性麻ひまたは進行性筋萎縮症を有する者